

令和 5 年12月 富津市議会定例会
議 案 等 資 料

令和 5 年11月28日

富 津 市

令和 5 年12月 富津市議会定例会議案等資料一覧表

番 号	件 名	頁
	令和 5 年12月 富津市議会定例会議案等概要	1
議案第 1 号資料	富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例新旧対照表	4
議案第 2 号資料	一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第 1 条による改正）	9
議案第 2 号資料	一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第 2 条による改正）	17
議案第 2 号資料	富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第 3 条による改正）	19
議案第 2 号資料	富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第 4 条による改正）	21
議案第 3 号資料	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第 1 条による改正）	22
議案第 3 号資料	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第 2 条による改正）	23
議案第 4 号資料	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第 1 条による改正）	24
議案第 4 号資料	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第 2 条による改正）	25
議案第 5 号資料	富津市国民健康保険税条例新旧対照表	26
議案第11号資料	千葉県森林組合の概要	33
議案第12号資料	履歴事項（人権擁護委員関係）	34
議案第13号資料	履歴事項（人権擁護委員関係）	35
報告第 1 号資料	富津市国民保護計画の変更概要	36

令和5年12月富津市議会定例会議案等概要

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第1号	富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、個人番号を利用することができる事務として、生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する事務並びに重度心身障害者及び精神障害者の医療費等の助成に関する事務を追加するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和6年1月1日	総務部
議案第2号	一般職の職員の給与等に関する条例及び富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 令和5年10月の千葉県人事委員会勧告に準じ、給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げを行うため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日。一部令和6年4月1日	総務部
議案第3号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 一般職の職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げることに伴い、特別職の職員で常勤のものに係る期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日。一部令和6年4月1日	総務部
議案第4号	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 一般職の職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げることに伴い、議会議員に係る期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日。一部令和6年4月1日	総務部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第 5 号	富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について (提案理由) 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する ための健康保険法等の一部を改正する法律が施行 されることに伴い、出産した被保険者等に係る国民 健康保険税を減額するため、条例の一部を改正する ものである。 (施行日) 令和 6 年 1 月 1 日	市民部
議案第 6 号	令和 5 年度富津市一般会計補正予算 (第 6 号) 補正額 207,068千円 補正後の予算額 20,193,797千円 (主な内容) ・ 私立保育園等運営事業 34,334千円 ・ 生活保護扶助費 47,051千円 ・ 災害復旧事業 9,183千円	総務部
議案第 7 号	令和 5 年度富津市国民健康保険事業特別会計補正予 算 (第 2 号) 補正額 2,756千円 補正後の予算額 5,738,083千円 (提案理由) 国保賦課徴収関係費並びに給与改定及び時間外勤 務に伴う人件費並びにこれらに関連する歳入を計上 するものである。	市民部
議案第 8 号	令和 5 年度富津市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) 補正額 368千円 補正後の予算額 755,037千円 (提案理由) 給与改定及び時間外勤務に伴う人件費並びにこれ らに関連する歳入を計上するものである。	市民部
議案第 9 号	令和 5 年度富津市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) 補正額 2,804千円 補正後の予算額 5,613,577千円 (提案理由) 給与改定及び時間外勤務に伴う人件費並びにこれ らに関連する歳入を計上するものである。	健康福祉部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第10号	市道路線（旧県道君津大貫線）の認定についての議決の更正について （提案理由） 令和5年9月富津市議会定例会において議決された市道路線の認定について、表中の地番の誤りによる更正をするため、議会の承認を求めるものである。	建設経済部
議案第11号	富津市民の森の指定管理者の指定について （提案理由） 富津市民の森の指定管理者の指定期間が令和6年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き千葉県森林組合に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。	建設経済部
議案第12号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて （提案理由） 人権擁護委員 のうじょうまさる 能 城 勝 氏の任期が令和6年3月31日をもって満了となることに伴い、同氏を引き続き当該委員の候補者として法務大臣に対し推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものである。	市民部
議案第13号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて （提案理由） 人権擁護委員 もりたよしかず 森田 吉 一 氏の任期が令和6年3月31日をもって満了となることに伴い、同氏を引き続き当該委員の候補者として法務大臣に対し推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものである。	市民部
報告第1号	富津市国民保護計画の変更の報告について （報告理由） 富津市国民保護計画を変更したため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項の規定において準用する同条第6項の規定により議会に報告するものである。	総務部

議案第 1 号資料

富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年富津市条例第37号) 新旧対照表

現 行	改 正 案												
(個人番号の利用範囲) 第 4 条 番号利用法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長が行う番号利用法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。 2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号利用法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 3 市長は、番号利用法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号利用法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 第 2 項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。 別表第 1 (第 4 条関係) <table><tr><th>機 関</th><th>事 務</th></tr><tr><td>1 市長</td><td>富津市子ども医療費の助成に関する条例(平成22年富津市条例第13号)による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td>2 市長</td><td>富津市ひとり親家庭等医療費等の助</td></tr></table>	機 関	事 務	1 市長	富津市子ども医療費の助成に関する条例(平成22年富津市条例第13号)による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	富津市ひとり親家庭等医療費等の助	(個人番号の利用範囲) 第 4 条 番号利用法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長が行う番号利用法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。 2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号利用法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 3 市長は、番号利用法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号利用法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 第 2 項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。 別表第 1 (第 4 条関係) <table><tr><th>機 関</th><th>事 務</th></tr><tr><td>1 市長</td><td>富津市子ども医療費の助成に関する条例(平成22年富津市条例第13号)による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td>2 市長</td><td>富津市ひとり親家庭等医療費等の助</td></tr></table>	機 関	事 務	1 市長	富津市子ども医療費の助成に関する条例(平成22年富津市条例第13号)による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	富津市ひとり親家庭等医療費等の助
機 関	事 務												
1 市長	富津市子ども医療費の助成に関する条例(平成22年富津市条例第13号)による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの												
2 市長	富津市ひとり親家庭等医療費等の助												
機 関	事 務												
1 市長	富津市子ども医療費の助成に関する条例(平成22年富津市条例第13号)による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの												
2 市長	富津市ひとり親家庭等医療費等の助												

		成に関する条例(平成19年富津市条例第3号)によるひとり親家庭等の医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	別表第1の1市長の項に掲げる事務	医療保険給付関係情報(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報をいう。以下同じ。)であって規則で定めるもの
		地方税関係情報(地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定

		成に関する条例(平成19年富津市条例第3号)によるひとり親家庭等の医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長		富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例(平成27年富津市条例第13号)による重度心身障害者の医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長		富津市精神障害者医療費の助成に関する条例(昭和50年富津市条例第3号)による精神障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	別表第1の1市長の項に掲げる事務	医療保険給付関係情報(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報をいう。以下同じ。)であって規則で定めるもの
		地方税関係情報(地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定

			により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。) であって規則で定めるもの				により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。) であって規則で定めるもの	
			生活保護関係情報(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。) であって規則で定めるもの				生活保護関係情報(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。) であって規則で定めるもの	
			母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの				母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの	
			富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費等の助成に関する情報であって規則で定めるもの				富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費等の助成に関する情報であって規則で定めるもの	
	2 市長	別表第1の2市長の項に掲げる事務	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの		2 市長	別表第1の2市長の項に掲げる事務	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	
			地方税関係情報であって規則で定めるもの				地方税関係情報であって規則で定めるもの	
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの				生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
			富津市子ども医療費の助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの				富津市子ども医療費の助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	
			児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定め				児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定め	

		るもの				るもの	
				3	市長	別表第1の3 市長の項に掲 げる事務	地方税関係情報であって規則で定 めるもの 児童扶養手当法による児童扶養手 当の支給に関する情報であって規 則で定めるもの 児童手当法（昭和46年法律第73号） による児童手当又は特例給付の支 給に関する情報であって規則で定 めるもの 介護保険法（平成9年法律第123 号）による保険給付の支給、地域 支援事業の実施又は保険料の徴収 に関する情報であって規則で定め るもの 障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律（平 成17年法律第123号）による自立支 援給付の支給に関する情報であっ て規則で定めるもの 母子保健法による養育医療の給付 又は養育医療に要する費用の支給 に関する情報であって規則で定め るもの 特別児童扶養手当等の支給に関す る法律（昭和39年法律第134号）に よる特別児童扶養手当の支給に関 する情報であって規則で定めるも の
				4	市長	別表第1の4	障害者関係情報（身体障害者福祉

					市長の項に掲げる事務	法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報をいう。）であって規則で定めるもの
						医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
						地方税関係情報であって規則で定めるもの
						生活保護関係情報であって規則で定めるもの
				5 市長	別表第1の5 市長の項に掲げる事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
						医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
						地方税関係情報であって規則で定めるもの
						生活保護関係情報であって規則で定めるもの

議案第2号資料

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）新旧対照表（第1条による改正）

現 行	改 正 案
（給料表） 第4条 給料表は、別表第1のとおりとする。 2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第25条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務の内容は、別表第2に掲げるとおりとする。 4 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び規程の趣旨に従い、及び前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を認定し、又は改定することができる。 5 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、規則で定める基準に従い決定する。 6 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、全ての職員の職を第3項の規定により定められた職務の級のいずれかに格付しなければならない。 7 職員の給料は、給料表により支給しなければならない。ただし、給料表により難い特別な事由がある場合はこの限りでない。 8 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。 （期末手当） 第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に$\frac{100}{120}$を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各	（給料表） 第4条 給料表は、別表第1のとおりとする。 2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第25条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務の内容は、別表第2に掲げるとおりとする。 4 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び規程の趣旨に従い、及び前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を認定し、又は改定することができる。 5 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、規則で定める基準に従い決定する。 6 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、全ての職員の職を第3項の規定により定められた職務の級のいずれかに格付しなければならない。 7 職員の給料は、給料表により支給しなければならない。ただし、給料表により難い特別な事由がある場合はこの限りでない。 8 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。 （期末手当） 第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に$\frac{100}{125}$を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各

号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6 箇月 100分の100 (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80 (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60 (4) 3 箇月未満 100分の30 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 職務の級が給料表の5級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 (勤勉手当) 第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した	号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6 箇月 100分の100 (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80 (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60 (4) 3 箇月未満 100分の30 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 職務の級が給料表の5級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 (勤勉手当) 第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した
---	---

日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第21条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第22条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。

別表第1（第4条関係）

一般職給料表									
職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前 再任用		円	円	円	円	円	円	円	円
短時間 勤務職 員及び 任期付	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300

日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第21条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第22条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。

別表第1（第4条関係）

一般職給料表									
職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前 再任用		円	円	円	円	円	円	円	円
短時間 勤務職 員及び 任期付	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500

職員以外 の職員	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300

職員以外 の職員	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700

<u>37</u>	204, 200	250, 900	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300	464, 800
<u>38</u>	205, 500	252, 200	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100	465, 400
<u>39</u>	206, 700	253, 400	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900	466, 000
<u>40</u>	208, 000	254, 700	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700	466, 600
<u>41</u>	209, 300	256, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300	467, 100
<u>42</u>	210, 600	257, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000	467, 600
<u>43</u>	211, 900	258, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700	468, 000
<u>44</u>	213, 200	259, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400	468, 300
<u>45</u>	214, 300	260, 900	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200	468, 600
<u>46</u>	215, 600	262, 100	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000	
<u>47</u>	216, 900	263, 400	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400	
<u>48</u>	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100	
<u>49</u>	219, 200	265, 600	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600	
<u>50</u>	220, 300	266, 600	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000	
<u>51</u>	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400	
<u>52</u>	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800	
<u>53</u>	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200	
<u>54</u>	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600	
<u>55</u>	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000	
<u>56</u>	226, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300	
<u>57</u>	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600	
<u>58</u>	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000	
<u>59</u>	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300	
<u>60</u>	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600	
<u>61</u>	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900	
<u>62</u>	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	445, 200	
<u>63</u>	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	445, 500	
<u>64</u>	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	445, 800	
<u>65</u>	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	446, 100	

<u>37</u>	213, 200	255, 600	291, 900	335, 400	361, 900	389, 400	433, 600	466, 200
<u>38</u>	214, 400	256, 700	293, 500	337, 300	363, 200	390, 600	434, 400	466, 800
<u>39</u>	215, 600	257, 900	295, 100	339, 200	364, 500	391, 800	435, 200	467, 400
<u>40</u>	216, 700	259, 000	296, 700	341, 100	365, 900	392, 800	436, 000	468, 000
<u>41</u>	217, 800	260, 200	298, 200	342, 900	367, 000	393, 900	436, 600	468, 500
<u>42</u>	218, 900	261, 400	299, 800	344, 800	367, 900	395, 100	437, 300	469, 000
<u>43</u>	219, 900	262, 500	301, 300	346, 600	368, 900	396, 200	438, 000	469, 400
<u>44</u>	220, 900	263, 600	302, 800	348, 400	370, 000	397, 300	438, 700	469, 700
<u>45</u>	221, 800	264, 700	304, 400	349, 900	370, 800	398, 000	439, 500	470, 000
<u>46</u>	222, 700	265, 800	306, 000	351, 300	371, 700	398, 700	440, 300	
<u>47</u>	223, 600	266, 900	307, 600	352, 700	372, 600	399, 400	440, 700	
<u>48</u>	224, 500	267, 900	309, 100	354, 200	373, 400	400, 100	441, 400	
<u>49</u>	225, 400	268, 900	310, 000	355, 700	374, 200	400, 700	441, 900	
<u>50</u>	226, 300	269, 900	311, 500	356, 500	375, 000	401, 300	442, 300	
<u>51</u>	227, 200	270, 900	313, 000	357, 500	375, 800	401, 800	442, 700	
<u>52</u>	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200	443, 100	
<u>53</u>	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402, 600	443, 500	
<u>54</u>	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900	443, 900	
<u>55</u>	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200	444, 300	
<u>56</u>	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	444, 600	
<u>57</u>	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800	444, 900	
<u>58</u>	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100	445, 300	
<u>59</u>	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400	445, 600	
<u>60</u>	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700	445, 900	
<u>61</u>	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000	446, 200	
<u>62</u>	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300	446, 500	
<u>63</u>	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600	446, 800	
<u>64</u>	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900	447, 100	
<u>65</u>	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200	447, 400	

<u>66</u>	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	446,400
<u>67</u>	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	446,700
<u>68</u>	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	447,000
<u>69</u>	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	447,300
<u>70</u>	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	447,600
<u>71</u>	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	447,900
<u>72</u>	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	448,200
<u>73</u>	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	448,500
<u>74</u>	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	448,800
<u>75</u>	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	449,100
<u>76</u>	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	449,300
<u>77</u>	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	449,500
<u>78</u>	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
<u>79</u>	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
<u>80</u>	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
<u>81</u>	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
<u>82</u>	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
<u>83</u>	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
<u>84</u>	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
<u>85</u>	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
<u>86</u>	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
<u>87</u>	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
<u>88</u>	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
<u>89</u>	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
<u>90</u>	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
<u>91</u>	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
<u>92</u>	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
<u>93</u>	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
<u>94</u>		294,900	342,600				

<u>66</u>	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	447,700
<u>67</u>	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	448,000
<u>68</u>	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	448,300
<u>69</u>	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	448,600
<u>70</u>	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	448,900
<u>71</u>	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	449,200
<u>72</u>	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	449,500
<u>73</u>	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	449,800
<u>74</u>	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	450,100
<u>75</u>	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	450,400
<u>76</u>	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	450,600
<u>77</u>	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	450,800
<u>78</u>	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
<u>79</u>	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
<u>80</u>	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
<u>81</u>	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
<u>82</u>	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
<u>83</u>	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
<u>84</u>	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
<u>85</u>	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
<u>86</u>	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
<u>87</u>	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
<u>88</u>	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
<u>89</u>	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
<u>90</u>	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
<u>91</u>	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
<u>92</u>	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
<u>93</u>	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
<u>94</u>		295,900	343,600				

<u>95</u>	295, 200	343, 100						<u>95</u>	296, 200	344, 100						
<u>96</u>	295, 600	343, 500						<u>96</u>	296, 600	344, 500						
<u>97</u>	295, 800	343, 700						<u>97</u>	296, 800	344, 700						
<u>98</u>	296, 100	344, 100						<u>98</u>	297, 100	345, 100						
<u>99</u>	296, 500	344, 500						<u>99</u>	297, 500	345, 500						
<u>100</u>	296, 900	344, 800						<u>100</u>	297, 900	345, 800						
<u>101</u>	297, 100	345, 100						<u>101</u>	298, 100	346, 100						
<u>102</u>	297, 400	345, 500						<u>102</u>	298, 400	346, 500						
<u>103</u>	297, 800	345, 900						<u>103</u>	298, 800	346, 900						
<u>104</u>	298, 100	346, 300						<u>104</u>	299, 100	347, 300						
<u>105</u>	298, 300	346, 800						<u>105</u>	299, 300	347, 800						
<u>106</u>	298, 600	347, 200						<u>106</u>	299, 600	348, 200						
<u>107</u>	299, 000	347, 600						<u>107</u>	300, 000	348, 600						
<u>108</u>	299, 300	348, 000						<u>108</u>	300, 300	349, 000						
<u>109</u>	299, 500	348, 500						<u>109</u>	300, 500	349, 500						
<u>110</u>	299, 900	348, 900						<u>110</u>	300, 900	349, 900						
<u>111</u>	300, 300	349, 200						<u>111</u>	301, 300	350, 200						
<u>112</u>	300, 600	349, 500						<u>112</u>	301, 600	350, 500						
<u>113</u>	300, 800	350, 000						<u>113</u>	301, 800	351, 000						
<u>114</u>	301, 000							<u>114</u>	302, 000							
<u>115</u>	301, 300							<u>115</u>	302, 300							
<u>116</u>	301, 700							<u>116</u>	302, 700							
<u>117</u>	301, 900							<u>117</u>	302, 900							
<u>118</u>	302, 100							<u>118</u>	303, 100							
<u>119</u>	302, 400							<u>119</u>	303, 400							
<u>120</u>	302, 700							<u>120</u>	303, 700							
<u>121</u>	303, 100							<u>121</u>	304, 100							
<u>122</u>	303, 300							<u>122</u>	304, 300							
<u>123</u>	303, 600							<u>123</u>	304, 600							

	<u>124</u>		<u>303,900</u>						
	<u>125</u>		<u>304,200</u>						
任期付職員		158,900	198,500	230,700	259,300	275,800	294,200	325,600	361,000
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

	<u>124</u>		<u>304,900</u>						
	<u>125</u>		<u>305,200</u>						
任期付職員		170,900	208,000	237,200	264,900	280,500	298,100	328,200	363,200
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

議案第2号資料

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）新旧対照表（第2条による改正）

改 正 前	改 正 案
（期末手当） 第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 職務の級が給料表の5級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 （勤勉手当） 第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項	（期末手当） 第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 職務の級が給料表の5級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 （勤勉手当） 第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項

までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。 4 第21条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第22条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と読み替えるものとする。	までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。 4 第21条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第22条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と読み替えるものとする。
--	---

議案第 2 号資料

富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年富津市条例第22号）新旧対照表（第 3 条による改正）

現 行	改 正 案																																
（特定任期付職員の給与の特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr><tr><td>1</td><td>376,000</td></tr><tr><td>2</td><td>422,000</td></tr><tr><td>3</td><td>472,000</td></tr><tr><td>4</td><td>533,000</td></tr><tr><td>5</td><td>608,000</td></tr><tr><td>6</td><td>710,000</td></tr><tr><td>7</td><td>830,000</td></tr></table>	号給	給料月額（円）	1	376,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	7	830,000	（特定任期付職員の給与の特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr><tr><td>1</td><td>380,000</td></tr><tr><td>2</td><td>427,000</td></tr><tr><td>3</td><td>477,000</td></tr><tr><td>4</td><td>539,000</td></tr><tr><td>5</td><td>615,000</td></tr><tr><td>6</td><td>718,000</td></tr><tr><td>7</td><td>839,000</td></tr></table>	号給	給料月額（円）	1	380,000	2	427,000	3	477,000	4	539,000	5	615,000	6	718,000	7	839,000
号給	給料月額（円）																																
1	376,000																																
2	422,000																																
3	472,000																																
4	533,000																																
5	608,000																																
6	710,000																																
7	830,000																																
号給	給料月額（円）																																
1	380,000																																
2	427,000																																
3	477,000																																
4	539,000																																
5	615,000																																
6	718,000																																
7	839,000																																
2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、次の等級別基準職務表によるものとする。 (略)	2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、次の等級別基準職務表によるものとする。 (略)																																
3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。	3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。																																
4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。 （一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等）	4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。 （一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等）																																
第8条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第9条から第11条まで、第19条第1項及び第2項、第20条、第20条の2並びに第22条の規定は、特定任期付職員には適用しない。	第8条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第9条から第11条まで、第19条第1項及び第2項、第20条、第20条の2並びに第22条の規定は、特定任期付職員には適用しない。																																
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条第1項及び第21	2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条第1項及び第21																																

条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第3条第1項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第21条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第3条第1項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

議案第 2 号資料

富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年富津市条例第22号）新旧対照表（第 4 条による改正）

改 正 前	改 正 案
（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等） 第 8 条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第 4 条、第 5 条、第 9 条から第11条まで、第19条第 1 項及び第 2 項、第20条、第20条の 2 並びに第22条の規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条、第 3 条第 1 項及び第21条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第 3 条第 1 項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第21条第 2 項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。	（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等） 第 8 条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第 4 条、第 5 条、第 9 条から第11条まで、第19条第 1 項及び第 2 項、第20条、第20条の 2 並びに第22条の規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条、第 3 条第 1 項及び第21条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第 3 条第 1 項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第21条第 2 項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。

議案第3号資料

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第22号）新旧対照表（第1条による改正）

現 行	改 正 案
（期末手当） 第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期满了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期满了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。	（期末手当） 第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期满了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期满了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

議案第3号資料

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第22号）新旧対照表（第2条による改正）

改 正 前	改 正 案
（期末手当） 第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期满了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期满了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。	（期末手当） 第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期满了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期满了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

議案第4号資料

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年富津市条例第7号）新旧対照表（第1条による改正）

現 行	改 正 案
（期末手当） 第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。 4 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。	（期末手当） 第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。 4 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。

議案第4号資料

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年富津市条例第7号）新旧対照表（第2条による改正）

改 正 前	改 正 案
（期末手当） 第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。 4 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。	（期末手当） 第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。 4 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。

議案第5号資料

富津市国民健康保険税条例（昭和46年富津市条例第49号）新旧対照表

現 行	改 正 案
（国民健康保険税の減額） 第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （1） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給	（国民健康保険税の減額） 第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （1） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給

与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について27,300円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について9,100円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について9,800円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について19,500円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について6,500円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について7,000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について7,800円

与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について27,300円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について9,100円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について9,800円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について19,500円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について6,500円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について7,000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について7,800円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について2,600円 ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 1 人について2,800円	イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について2,600円 ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 1 人について2,800円
2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （1） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額 ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 5,850円 イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 9,750円 ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 15,600円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 19,500円 （2） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額 ア 前項第 1 号イに規定する金額を減額した世帯 1,950円 イ 前項第 2 号イに規定する金額を減額した世帯 3,250円 ウ 前項第 3 号イに規定する金額を減額した世帯 5,200円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,500円	2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （1） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額 ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 5,850円 イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 9,750円 ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 15,600円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 19,500円 （2） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額 ア 前項第 1 号イに規定する金額を減額した世帯 1,950円 イ 前項第 2 号イに規定する金額を減額した世帯 3,250円 ウ 前項第 3 号イに規定する金額を減額した世帯 5,200円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,500円
	3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額

及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額

当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額

当該出産被保険者につき第5条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

当該出産被保険者につき第5条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額

当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保

險者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第11条の2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第12条の2において同じ。）である場合における第3条、第5条の3、第6条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第11条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。

（出産被保険者に係る届出）

第11条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

（1） 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

（2） 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

	(3) 出産の予定日 (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類 (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類 (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。
(特例対象被保険者等に係る申告) 第12条の2 国民健康保険税の納税義務者は、当該納税義務者又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 世帯主の氏名、住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。) (2) 特例対象被保険者等の氏名及び個人番号 (3) 離職年月日 (4) 離職理由 (5) 離職した会社等の名称、所在及び連絡先 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 2 前項の申告書の提出に当たり、国民健康保険税の納税義務者は、	(特例対象被保険者等に係る申告) 第12条の2 国民健康保険税の納税義務者は、当該納税義務者又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 世帯主の氏名、住所及び個人番号 (2) 特例対象被保険者等の氏名及び個人番号 (3) 離職年月日 (4) 離職理由 (5) 離職した会社等の名称、所在及び連絡先 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 2 前項の申告書の提出に当たり、国民健康保険税の納税義務者は、

特例対象被保険者等の雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）又は雇用保険受給資格通知（同規則第19条第3項に規定するものをいう。）の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。 附 則 （基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額の特例） 17 当分の間、国民健康保険の被保険者のうち未就学児であつて、第2条第2項ただし書及び同条第3項ただし書の適用を受けるものが属する世帯並びに6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「特例対象者」という。）が属する世帯における、第2条第2項に規定する基礎課税額及び同条第3項に規定する後期高齢者支援金等課税額については、特例対象者に係るそれぞれの被保険者均等割額に100分の30を乗じて得た額に相当する額を減額して算定するものとする。ただし、特例対象者が第10条又は第11条第1項の規定の適用を受ける場合は、当該規定の適用後のそれぞれの被保険者均等割額に100分の30を乗じて得た額に相当する額を減額して算定するものとする。	特例対象被保険者等の雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）又は雇用保険受給資格通知（同規則第19条第3項に規定するものをいう。）の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。 附 則 （基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額の特例） 17 当分の間、国民健康保険の被保険者のうち未就学児であつて、第2条第2項ただし書及び同条第3項ただし書の適用を受けるものが属する世帯並びに6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「特例対象者」という。）が属する世帯における、第2条第2項に規定する基礎課税額及び同条第3項に規定する後期高齢者支援金等課税額については、特例対象者に係るそれぞれの被保険者均等割額に100分の30を乗じて得た額に相当する額を減額して算定するものとする。ただし、特例対象者が第10条、第11条第1項又は同条第3項の規定の適用を受ける場合は、当該規定の適用後のそれぞれの被保険者均等割額に100分の30を乗じて得た額に相当する額を減額して算定するものとする。
--	--

千葉県森林組合の概要

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 所在地 | 千葉市中央区長洲一丁目15番7号 |
| 2 | 名称 | 千葉県森林組合 |
| 3 | 代表者名 | 代表理事組合長 本吉 久雄 |
| 4 | 設立 | 平成18年11月1日 |
| 5 | 役員数等 | 理事16名、監事4名、事務職員32名、技術職員42名 |
| 6 | 目的 | 組合員の相互扶助により経済的社会的地位の向上を図るとともに国民経済の発展のため、木材を始めとする林産物等の生産力を増進する。併せて、国土の保全、水資源の ^{かんよう} 涵養等森林の多面的機能の発揮を図ることを目的とする。 |
| 7 | 事業内容 | (1) 組合員のためにする森林の経営に関する指導
(2) 組合員の委託を受けて行う森林の施業及び経営
(3) 鳥獣害の防止、病虫害の防除その他組合員の森林の保護に関する事業
(4) 組合員の行う林業その他の事業及びその生活に必要な資金の貸付け
(5) 組合員の生産する林産物その他の物資の運搬、加工、保管又は販売
(6) その他上記の目的を達成するために必要な事業 |
| 8 | 事業実績 | (1) 富津市民の森、千葉県立清和県民の森指定管理受託
(2) 指導事業（森林経営計画説明会ほか各種講習会・研修会の開催）
(3) 販売・加工事業（木材・椎茸原木等の取扱い、木材の販売、間伐材の有効活用、建築・土木・造園資材の加工販売）
(4) 森林整備事業（森林吸収源対策間伐促進事業、サンブスギ林再生・資源循環事業、危険木及び支障木処理、林業木材産業改善資金償還業務） |

議案第12号資料

履 歴 事 項

1 住 所

2 氏 名 のう じょう まさる
能 城 勝

3 生年月日

4 学 歴

5 経 歴

議案第13号資料

履 歴 事 項

1 住 所

2 氏 名 もり た よし かず^ㇿ
 森 田 吉 一

3 生年月日

4 学 歴

5 経 歴

富津市国民保護計画の変更概要

1 国民保護計画について

国民保護計画は、武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命、身体及び財産を保護するため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）及び国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）に基づいて、作成しなければならないものです。

富津市国民保護計画は、平成19年1月に作成され、平成29年4月に一部変更しましたが、その後も基本指針の変更のほか、本計画と深く関連する富津市地域防災計画の修正や富津市行政組織の改編も実施されたことから、見直しを行いました。

富津市国民保護計画の見直しに当たり、パブリックコメント手続、千葉県との協議を経て、富津市国民保護協議会から計画の変更について承認する答申を受けたことから、計画の変更に至りました。

2 主な変更内容

（1）基本指針等の見直しに伴う変更

ア 基本指針の一部変更に伴う修正（訓練種別、全国瞬時警報システム等の記載）

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正に伴う修正（避難行動要支援者名簿等について記載）

ウ 千葉県国民保護計画との整合性を図る修正

（2）富津市地域防災計画との整合性を図る変更

ア 各部局・班の名称の修正

イ 各部局・班の事務分掌の修正

従来の事務分掌のほか、富津市地域防災計画と関連性の深い事務分掌について関係する各部局・班へ明記

- (3) 富津市行政組織の改編等に伴う変更
 - ア 富津市行政組織の改編に伴う修正
 - イ 人口等に係る事項の修正
 - ウ 名称等の変更に伴う修正（機関等名、年号等）